

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地
第433会計隊長 中田 道夫

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号	調 達 要 求 番 号	物 品 番 号	仕 様 書 番 号
6PA41MM01670	6KSU1A20021 0001		5
品名 または 件名			
車両借上（モーターグレーダー3.1M） ほか1件			
部品番号 または 規格			
仕様書のとおり			
使 用 器 材 名			
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等
2.00	UN		
納地または工事場所		引 渡 場 所	
滝ヶ原駐屯地		教支施設 齊藤曹長	
搬 入 場 所		納 期 ま た は 工 期	
538		令和8年11月2日（月）～令和8年11月13日（金）	

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地 第433会計隊事務局

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：

入札日時場所：令和8年8月20日（木）9時40分 第433会計隊入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- ア 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。尚、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当する。
- イ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- ウ 令和07・08・09年度の全省庁統一資格「役務の提供等」「D等級以上」に格付けされ、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。
- エ 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- オ 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- カ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- キ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

(2) 入札の方法

- ア 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10（軽減税率対象品目については100分の8）に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100（軽減税率対象品目については108分の100）に相当する金額を入札書に記載すること。
- イ 予定価格の制限の範囲内で最低の入札金額の入札者を落札者とする。また、入札金額が同価の場合は直ちにくじ引きにより落札者を決定する。この時、郵便入札等により入札者がくじを引けない場合、入札に関係ない職員が代行しくじ

を引き、落札者を決定する。

(3) 入札の無効

- ア 第1項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者が入札した場合
- イ 入札者が「暴力団排除に関する誓約事項」若しくは「暴力団排除に関する誓約書」の誓約に虚偽があった場合又は誓約に反することとなった場合
- ウ 入札に関する条件に違反して入札した場合
- エ 入札金額が明瞭でない場合又は入札者の氏名が判別し難い場合
- オ 押印を省略する場合による責任者及び担当者の氏名及び連絡先の記載の無いもの
- カ 電報、電話による入札の場合
- キ 郵便による入札の場合、官側の示した期日までに到着しなかった入札

(4) 契約書の作成の成否

- ア 作成する。契約書等の記載要領等の細部については、落札決定後落札者に説明する。
- イ 適用する条項
 - (7) 「賃貸借契約条項」
 - (4) 「談合等の不正行為に関する特約条項」
 - (9) 「暴力団排除に関する特約条項」

(5) 違約金に関する事項

- ア 落札者が契約締結に応じない場合は、見積金額に消費税及び地方消費税に相当する金額を加えた額の100分の5に相当する金額、契約者が契約を履行しない場合は契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。
- イ 遅延賠償金：遅延部分1日につき、契約金額の1000分の1以上を違約金として徴収する。

(6) その他

- ア 入札開始前に、「資格審査結果通知書」の写を提出するものとする。すでに提出している場合は、提出は要しない。
- イ 代表者等の代理人が入札する場合は、入札開始前に「委任状」を提出するものとする。
- ウ 郵便による入札は、会社名、入札日時、件名を明記し、「入札書在中」と朱書した上で、8月19日（水）16時00分必着で下記の宛先へ郵送するものとする。なお、事前に郵送により入札する旨の連絡をするものとする。
- エ 入札に参加する場合は8月17日（月）13時00分までに市場価格調査書をメール・FAX等で提出するものとする。
- オ 入札参加者は「駐屯地用標準契約書」及び「入札及び契約心得」（東部方面会計隊ウェブサイト《<https://www.mod.go.jp/gsdf/dae/kaikai/efin/index.html>》又は滝ヶ原駐屯地会計隊事務所で公開）を承諾の上、参加すること。
- カ 入札書の提出をもって「暴力団排除に関する誓約事項」のとおり誓約したものとする。承諾している旨として下記の一文を入札書に記載するものとする。
『当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合）は暴力団排除に関する誓約書に定める事項について誓約いたします。』
なお、前記の「暴力団排除に関する誓約事項」による誓約書の提出を拒否する場合については、入札は参加出来ない。
- キ 初度入札で郵便による入札参加者があった場合の再度入札の時期は、次のとおりとする。
 - (7) 日 時：令和8年8月21日（金）09時40分
 - (4) 場 所：第433会計隊入札室

(7) 入札に関する問い合わせ先

〒412-8550 静岡県御殿場市中畑2092-2
陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地 第433会計隊 契約班（担当：加藤）
連絡先：0550-89-0711（内線：343 FAX：487）
メール：433fin-ea@inet.gsdf.mod.go.jp

(8) 仕様書に関する問い合わせ先

教育支援施設隊 齋藤
連絡先：0550-89-0711（内線：538）

品 目 等 内 訳 書

契約実施計画番号 6PA41M001670																
NO	調達要求番号		物品番号		品名		単位	数量	単価	金額	銘柄 使用期限等 グループ	納地		指定		
			部品番号 または 規格									引渡場所				
			使用器材名									搬入場所				
												納期				
1	6KSUIA20021	0001					UN	2.00				滝ヶ原駐屯地				
	車両借上 (モーターグレーダー3, 1M)															
	仕様書のとおり															
2	6KSUIA20021	0002					UN	4.00				滝ヶ原駐屯地				
	車両借上 (マカダムローラー2タイプ)															
	仕様書のとおり															

仕 様 書

件名	車両借上（グレーダー） （マカダムローラー）	作成部隊名	教育支援施設隊
		仕様書番号	教施隊第5号
		作成年月日	令和8年8月4日

1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地教育支援施設隊が東富士演習場内で実施する「令和8年度秋季演習場定期整備」において使用するものの借上げについて規定する。

2 指定事項

2.1.1 借り上げ品目

借り上げ品目は、表1による。

表1－借上品目

番号	品 名	規 格 等
1	グレーダー 2台	3.1M
2	マカダムローラー 4台	R-2タイプ

2.2.2 借上の方式

借上の方式はレンタル方式とする。

2.2.3 借上の数量・期間・使用場所・納入場所・返納場所

借上の数量・期間・使用場所・納入場所・返納場所は表2及び図1による。

表2－借上の数量・期間・使用場所・納入場所・返納場所

数 量	期 間	使用場所	納入返納場所
1 台	令和8年11月 2日（月） ～ 11月13日（金）	東富士 演習場	滝ヶ原駐屯地（図1） 納入 令和8年11月2日 （月）1000 返納 令和8年11月13日 （金）1000

2.2.4 故障時の処置

- a) 車両の損傷（害）については、官側の操作不良に起因するものを除き、全て業者の負担により修理を行うものとする。
- b) 万一の故障及び事故の損害に対応するため保険補償、免責補償及びノンオペレーションチャージに加入するものとする。

3 提出書類部数・提出先

提出書類部数・提出先は表3による。

表3－提出書類

番号	提出書類	提出部数	提出先	提出時期
1	役務完了届	2部	契約担当官	役務完了後速やかに
2	返品書	2部	物品管理官	物品借用時
3	受領書	2部	物品管理官	物品返納時

4

その他の必要事項

- a) 細部については、官側との相互調整により実施するものとする。
- b) 借上車両は、定期自主検査されているものとする。
- c) 燃料については、受領時及び返納時に満タンにして受渡するものとする。

図1－納入及び返納場所

